

市民委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等について

資料1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等について

資料2 パブリックコメント手続資料
（児童福祉施設、指定障害児事業などに関する基準について）

資料3 パブリックコメント手続資料
（婦人保護施設に関する基準について）

資料4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令）【概要】

- ・ 児童福祉施設……………P. 1
- ・ 指定障害児通所支援事業……………P. 19
- ・ 指定障害児入所施設……………P. 33
- ・ 婦人保護施設……………P. 41

資料5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令）

- ・ 児童福祉施設……………P. 1
- ・ 指定障害児通所支援事業……………P. 29
- ・ 指定障害児入所施設……………P. 47
- ・ 婦人保護施設……………P. 61

市民・こども局こども本部

（平成24年7月18日）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等について

1 経過

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、地方分権推進委員会の勧告、地方分権改革推進計画（平成21年12月5日閣議決定、第1次見直し）及び地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定、第2次見直し）により、義務付け・枠付けについて「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」、「計画等の策定及びその手続」について見直しが行われた。

この見直しに基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号（第1次一括法）及び平成23年法律第105号（第2次一括法）。以下「一括法」という。）が制定され、関係法律の整備が行われた。

これにより、児童福祉法等が改正され、これまで国の法令で全国一律に定められていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、障害児福祉施策における指定事業の指定基準等に関して、地方自治体が条例で定めることとなった。

また、一括法においては、地方自治体の条例整備が必要なものについては、平成24年4月1日を施行日とし、1年間の経過措置が設けられている。

なお、本市においては、平成25年4月1日に条例施行とする。

2 国が規定する基準の類型と本市の視点について

国が定めたこれまでの基準について、一括法に基づいて地方自治体において基準を条例で定めるに当たっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示された。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされている。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆省令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準について

(1) 児童福祉法関係

① 児童福祉施設最低基準

・制定する条例名

「(仮称)川崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

・対象施設

児童福祉施設

(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)

・条例制定における基本的考え方

従前の国の基準で支障なく運営しており、「入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障する」基準として適しているため、事故防止の対策等を追加し、原則として国と同じ基準とする。

ただし、保育所の居室の床面積の基準については、次に示す基準とする。

(「保育所の居室の床面積に関する特例—乳児室又はほふく室の面積基準について」を参照)

・条例で定める基準の概要

【従うべき基準】

総則（抜粋）

人権に直結する運営に関する基準

入所した者を国籍、信条等により差別的取扱いをしてはならない

入所中の児童に対する虐待等の行為をしてはならない

【従うべき基準 つづき】

乳児院（抜粋）
人員に関する基準（乳幼児10人以上の施設に設置を義務付ける職員）
看護師（資格要件有） 人数：満2歳未満の乳幼児 1.7人につき1人 満3歳未満の幼児 2人につき1人 / 満3歳以上の幼児 4人につき1人
設備に関する基準（乳幼児10人以上の施設に設置を義務付け）
寝室：乳幼児1人につき2.47㎡以上
観察室：乳児1人につき1.65㎡以上

【参酌すべき基準】

総則（抜粋）
人権に直結する運営に関する基準
最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならない
児童福祉施設の衛生管理に努めなければならない
利用者及びその保護者からの苦情迅速かつ適切に対応しなければならない

乳児院（抜粋）
設備に関する基準（乳幼児10人以上の施設に設置を義務付け）
診察室の設置
相談室の設置
運営に関する基準
入所した日から医師が適当と認めた期間、乳児の心身の状況を観察しなければならない
業務の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない
関係機関と密に連携を図り乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない

※施設ごとに人員配置、設備、運営の基準を規定

・ 保育所の居室の床面積に関する特例—乳児室又はほふく室の面積基準について

保育所の居室の床面積は、「従うべき基準」とされているが、待機児童が多い厚生労働省が指定する地域においては、平成26年度末までの期間、国基準を「標準」とする特例措置が設けられ、本市もその対象地域に指定されている。（時限的措置）

〔市の考え方〕

国では、待機児童対策の観点から、地域の実情に応じて基準を定めることができる「標準」とする時限的措置を設けることとしたが、本市においては時限的措置は適用せず、次に示す基準とする。

●乳児室又はほふく室の居室面積は乳児又は満二歳に満たない幼児一人あたり3.3㎡とする。

（ただし、平成25年3月31日までに認可された保育所については、従前の国の基準を適用する。なお、施行日以降、これらの施設について改築等をするときは、条例の基準を適用する。）

本市の待機児童対策については、「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」に基づき、保育所整備等の事業を推進することにより、保育サービスの量的拡充を図っていく。

〔国と本市の比較〕

年齢	居室	国基準	川崎市
0歳・1歳	乳児室	1.65㎡以上	3.3㎡以上
	ほふく室	3.3㎡以上	
2歳以上	保育室又は遊戯室	1.98㎡以上	同左

〔参考：児童福祉審議会からの提言 平成24年3月〕

保育所の居室面積基準の条例化にあたっては、市民のニーズである保育受入枠の確保を図りつつ、子どもの保育に必要な居室面積を確保しなければなりません。少なくとも、現行の整備基準を維持し、保育環境への配慮を十分に行い、引き続きかわさき保育プランに基づく施設整備に取り組んでいただきたいと思います。

②児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等

・ 制定する条例名

「（仮称）川崎市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

・ 対象事業

指定障害児通所支援事業

（指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援、指定多機能型事業所）

・ 条例制定における基本的考え方

平成24年4月に実施された改正後の障害児福祉制度の基準で支障なく運営しており、「障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない」とする基準として適しているため、事故防止の対策等を追加して国と同じ基準とする。

・ 条例で定める基準の概要

【従うべき基準】

児童発達支援センター（抜粋）
人員に関する基準
嘱託医：1人以上
児童指導員及び保育士：総数は障害児数を4で除した数以上
児童発達支援管理責任者：1人以上
設備に関する基準
指導訓練室、遊戯室の設置
運営に関する基準
障害児に対する虐待等の行為をしてはならない
事故が発生した場合は必要な措置を講じなければならない

【標準】

児童発達支援センター（抜粋）
運営に関する基準
利用定員：10人以上

【参酌すべき基準】

児童発達支援センター（抜粋）
設備に関する基準
屋外遊戯場（付近の場所含む）の設置
相談室の設置
指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品の設置
運営に関する基準
利用申込者に対し障害児通所給付費の支給の申請に係る援助を行わなければならない
心身の状況等の把握に努めなければならない
児童発達支援管理責任者の責務を負うこと
障害児又はその家族からの相談を適切に応じるとともに必要な援助を行わなければならない
地域住民等との連携及び交流に努めなければならない

※事業ごとに人員配置、設備、運営の基準を規定

③児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等

・ 制定する条例名

「（仮称）川崎市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

・ 対象施設

指定障害児入所施設
（指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設）

・ 条例制定における基本的考え方

平成24年4月に実施された改正後の障害児福祉制度の基準で支障なく運営しており、「保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、障害児に入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に入所支援を行わなければならない」とする基準として適しているため、事故防止の対策等を追加して国と同じ基準とする。

・ 条例で定める基準の概要

【従うべき基準】

福祉型障害児入所施設（抜粋）
人員に関する基準
嘱託医：1人以上
児童指導員及び保育士の総数：障害児数を4.3で除して得た数以上
児童発達支援管理責任者：1人以上
設備に関する基準
居室 床面積：4.95㎡
乳幼児のみの居室の定員：床面積：3.3㎡
運営に関する基準
障害児に対する虐待等の行為をしてはならない
事故が発生した場合は必要な措置を講じなければならない

【参酌すべき基準】

福祉型障害児入所施設（抜粋）
設備に関する基準
調理室の設置
浴室の設置
医務室の設置
運営に関する基準
心身の状況等の把握に努めなければならない
児童発達支援管理責任者の責務を負うこと
障害児又はその家族からの相談を適切に応じるとともに必要な援助を行わなければならない
地域住民等との連携及び交流に努めなければならない

※施設ごとに人員配置、設備、運営の基準を規定

(2) 社会福祉法関係

婦人保護施設最低基準

- ・ 制定する条例名
「(仮称)川崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」
- ・ 対象施設
婦人保護施設
- ・ 条例制定における基本的考え方

国の基準は、「婦人保護施設が、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない」とする基準として適しているため、国と同じ基準とする。

・ 条例で定める基準の概要

【従うべき基準】(抜粋)

人員に関する基準
施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない
施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者でなければならない
設備に関する基準
居室：入所者1人あたり4.95㎡以上

【参酌すべき基準】(抜粋)

設備に関する基準
事務室の設置
相談室の設置
居室の設置
運営に関する基準
非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要は訓練を行わなければならない
入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない
居室の入所させる人数は原則として4人以下とする
入所者への自立支援のため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない
入所者については毎年2回以上の定期に健康診断を行わなければならない
婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員等関係者との密接に連携しなければならない

4 事故防止の対策等に関する市の独自基準について(児童福祉法関係3条例共通)

◆事故防止の対策等の追加◆

- ① 定期的な施設設備の安全点検や、職員教育等、事故防止のための対策を講じなければならない。
- ② 施設を利用中の児童に事故が発生した場合は、速やかに、市、当該児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

[追加の理由]

事故防止の対策等については、省令に定める基準の項目となっていないが、児童の安全な育成環境を確保するため、基準として条例に定める。

(②は、指定障害児通所支援事業及び指定障害児入所施設については、省令で定められた基準)

5 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
パブリックコメント手続			7月27日～8月27日 :パブコメ実施					11月下旬: パブコメ結果公表				平成25年4月1日 条例施行
議会			18日:市民委員会 【パブコメの実施について】				11月下旬 議案上程					
児童福祉審議会 (児童福祉法関係のみ)						10月中: 【パブコメ等の報告について】						

児童福祉施設、指定障害児事業などに関する基準について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）が制定され、関係法律の整備が行われました。
これにより、児童福祉法も改正され、これまで国の法令で全国一律に定められていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、障害児福祉施策における指定事業の指定基準に関して、地方自治体が条例で定めることとなりました。
- 国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるに当たっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。
- 上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を次によりお寄せください。

1 募集期間

平成24年7月27日（金）から平成24年8月27日（月）まで

2 閲覧場所

川崎市役所第三庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）

川崎市のホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

- ◆郵送・持参・FAX・電子メール（電子メールは専用フォームを御利用下さい。）
- ◆意見書の書式は自由です。
- ◆必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
*電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

4 送付先・問い合わせ先

	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について	指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等について
送付先	市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044(200)3534 FAX:044(200)3190 ※電子メールは、市ホームページ「意見公募」から専用フォームを御利用下さい。		
問い合わせ先	市民・こども局こども本部 子育て施策部子育て支援課 電話:044(200)3534 FAX:044(200)3190	市民・こども局こども本部 こども支援部こども福祉課 電話:044(200)3233 FAX:044(200)3638	

5 その他

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

児童福祉施設、指定障害児事業などに関する基準について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号（第1次一括法）及び平成23年法律第105号（第2次一括法）。以下「一括法」という。）が制定され、関係法律の整備が行われました。

これにより、児童福祉法も改正され、これまで国の法令で全国一律に定められていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、障害児福祉施策における指定事業の指定基準等に関して、地方自治体が条例で定めることとなりました。

2 国が規定する基準の類型と本市の視点について

国が定めたこれまでの基準を、一括法に基づいて地方自治体において基準を条例で定めるに当たっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆省令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準について

(1) 児童福祉施設最低基準について

①対象施設

児童福祉施設

(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)

②条例制定の基本的考え方

従前の国の基準で支障なく運営しており、「入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障する」基準として適しているため、事故防止の対策等を追加し原則として国と同じ基準とします。

ただし、保育所の居室面積に関する基準は次の③のとおりとします。

③保育所の居室面積に関する特例について

保育所の居室の床面積は、「従うべき基準」とされていますが、待機児童が多い厚生労働省が指定する地域においては、平成26年度末までの期間、国基準を「標準」とする特例措置が設けられ、本市もその対象地域に指定されています。(時限的措置)

◎◎本市の考え方について◎◎

国では、待機児童対策の観点から、地域の実情に応じて基準を定めることができる「標準」とする時限的措置を設けることとしましたが、本市においては時限的措置は適用せず、次に示す基準とします。

●乳児室又はほふく室の居室面積は乳児又は満二歳に満たない幼児一人あたり3.3㎡とする。

(ただし、平成25年3月31日までに認可された保育所については、従前の国の基準を適用します。なお、施行日以降、これらの施設について改築等をするときは、条例の基準を適用します。)

本市の待機児童対策については、「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」に基づき、保育所整備等の事業を推進することにより、保育サービスの量的拡充を図っていきます。

年齢	居室	国基準	川崎市
0歳・1歳	乳児室	1.65㎡以上	3.3㎡以上
	ほふく室	3.3㎡以上	
2歳以上	保育室又は遊戯室	1.98㎡以上	同左

④事故防止の対策等に関する市の独自基準について

◆◆事故防止の対策等について、次の項目を追加します。◆◆

○定期的な施設設備の安全点検や、職員教育等、事故防止のための対策を講じなければならない。

○施設を利用中の児童に事故が発生した場合は、速やかに、市、当該児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(2)「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等」について

①対象事業

指定障害児通所支援事業

(指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援、指定多機能型事業所)

②条例制定の基本的考え方

平成24年4月に実施された改正後の障害児福祉制度の基準で支障なく運営しており、「障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない」基準として適しているので、事故防止の対策等を追加して国と同じ基準とします。

③事故防止の対策等に関する市の独自基準について

◆◆事故防止の対策等について、次の項目を追加します。◆◆

○定期的な施設設備の安全点検や、職員教育等、事故防止のための対策を講じなければならない。

(3)「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等」について

①対象施設

指定障害児入所施設

(指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設)

②条例制定の基本的考え方

平成24年4月に実施された改正後の障害児福祉制度の基準で支障なく運営しており、「保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、障害児に入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評

価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に入所支援を行わなければならない」基準として適しているので、事故防止の対策等を追加して国と同じ基準とします。

③事故防止の対策等に関する市の独自基準について

◆◆事故防止の対策等について、次の項目を追加します。◆◆

- 定期的な施設設備の安全点検や、職員教育等、事故防止のための対策を講じなければならない。

4 条例制定までのスケジュール

川崎市児童福祉審議会からの意見やパブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、平成25年4月1日に条例を施行します。

婦人保護施設に関する基準について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）が制定され、関係法律の整備が行われました。
これにより、社会福祉法も改正され、これまで国の法令で全国一律に定められていた婦人保護施設の設備及び運営に関する基準に関して、地方自治体が条例で定めることとなりました。
- 国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるに当たっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。
- 上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を次によりお寄せください。

1 募集期間

平成24年7月27日（金）から平成24年8月27日（月）まで

2 閲覧場所

川崎市役所第三庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）
川崎市のホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

- ◆郵送・持参・FAX・電子メール（電子メールは専用フォームを御利用下さい。）
- ◆意見書の書式は自由です。
- ◆必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
*電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

4 送付先・問い合わせ先

市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話:044(200)2672 FAX:044(200)3638
※電子メールは、市ホームページ「意見公募」から専用フォームを御利用下さい。

5 その他

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号（第1次一括法）及び平成23年法律第105号（第2次一括法）。以下「一括法」という。）が制定され、関係法律の整備が行われました。

これにより、社会福祉法も改正され、これまで国の法令で全国一律に定められていた婦人保護施設の設備及び運営に関する基準について、条例で定めることとなりました。

2 国が定めた基準と本市の視点について

国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるに当たっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆省令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準について

婦人保護施設最低基準について

①対象施設

婦人保護施設

(※現在、本市に婦人保護施設はありません。)

②条例制定における基本的考え方

国の基準は、「婦人保護施設が、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない」とする基準として適しているので、国と同じ基準とします。

4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て平成25年4月1日に条例を施行します。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【総則】

条 項	基準概要	条例への委任方法
1条	趣旨(条例への委任の方法)	
2条から4条	基準の目的、向上	参酌すべき基準
5条	児童福祉施設の一般原則	参酌すべき基準
6条	非常災害に備えた設備及び避難等の訓練	参酌すべき基準
7条	職員の一般的要件・知識及び技能の向上等	参酌すべき基準
8条	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	参酌すべき基準
9条	入所した者を平等に取り扱う原則	従うべき基準
9条の2	入所中の児童に対する虐待等の禁止	従うべき基準
9条の3	懲戒に係る権限の乱用禁止	従うべき基準
10条	衛生管理	参酌すべき基準
11条	食事の提供	従うべき基準
12条	入所した者及び職員の健康診断	参酌すべき基準
12条の2	給付金として支払を受けた金銭の管理	参酌すべき基準
13条	児童福祉施設内部の規程	参酌すべき基準
14条	児童福祉施設に備える帳簿	参酌すべき基準
14条の2	秘密保持等	従うべき基準
14条の3	苦情への対応	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【助産施設】

条 項	基準概要	条例への委任方法
15条	種類	従うべき基準
16条	入所させる妊産婦	参酌すべき基準
17条	第二種助産施設の職員	従うべき基準
18条	第二種助産施設と異常分べん	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【乳児院】

条 項	基準概要	条例への委任方法
19条・20条	<p>設備基準</p> <p>① 乳幼児10人以上の施設に設置を義務付ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝室(乳幼児1人につき2.47㎡以上) ・観察室(乳児1人につき1.65㎡以上) ・診察室 ・病室 ・ほふく室 ・相談室 ・調理室 ・浴室 ・便所 <p>② 乳幼児10人未満の施設に設置を義務付ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の養育のための専用の室 (1室9.91㎡以上:乳幼児1人につき2.47㎡以上) ・相談室 	<p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p>
21条・22条	<p>職員</p> <p>① 乳幼児10人以上の施設に設置を義務付ける職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師又は嘱託医(小児科診療) ・看護師(資格要件有)※保育士・児童指導員にかえることができる。 <p style="margin-left: 40px;"><人数> 満2歳未満の乳幼児 1.7人につき1人以上 満3歳未満の幼児 2人につき1人以上 満3歳以上の幼児 4人につき1人以上</p> <p style="margin-left: 40px;">(ただし、乳幼児10人の場合は看護師2人以上、乳幼児が10人を超える場合は10人増すごとに1人以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士(上記以外に乳幼児20人以下の場合は1人以上) ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員(資格要件有) ・栄養士 ・調理員 ・心理療法担当職員(資格要件有) <p>② 乳幼児10人未満の施設に設置を義務付ける職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 ・看護師 ※1人以外は保育士・児童指導員にかえることができる。 <p style="margin-left: 40px;"><人数> 7人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(資格要件有) 	<p>従うべき基準</p>

	・調理員又はこれに代わる者	
22条の2	乳児院の長の資格等	従うべき基準・ 参酌すべき基準
23条	養育	参酌すべき基準
24条	乳児の観察	参酌すべき基準
24条の2	自立支援計画の策定	参酌すべき基準
24条の3	業務の質の評価等	参酌すべき基準
25条	関係機関との連携	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【母子生活支援施設】

条 項	基準概要	条例への委任方法
26条・30条	<p>設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子室(1世帯につき1室以上、30㎡以上) ※調理設備 ※浴室 ※便所 ・集会、学習等を行う室 ・相談室 ・必要に応じ、保育所に準ずる設備 ・医務室及び静養室(乳幼児30人未満:静養室) 	<p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
27条・28条・30条	<p>職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員(資格要件有) <人数> 母子20世帯の入所施設:2人以上 ・嘱託医 ・少年を指導する職員 <人数> 母子20世帯の入所施設:2人以上 ・調理員またはこれにかわるべき者 ・心理療法担当職員(資格要件有) ・保育士 (保育所に準ずる設備:乳幼児概ね30人につき1人以上) 	<p>従うべき基準</p>
27条の2	母子生活施設の長の資格等	従うべき基準・参酌すべき基準
29条	生活支援	参酌すべき基準
29条の2	自立支援計画の策定	参酌すべき基準
29条の3	業務の質の評価等	参酌すべき基準
31条	関係機関との連携	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【保育所】

条 項	基準概要	条例への委任方法
32条	<p>設備基準</p> <p>① 満2歳未満の乳幼児を入所させる保育所に設置を義務付ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室 <ul style="list-style-type: none"> ※乳児室 1人1.65㎡以上 ※ほふく室 1人3.3㎡以上 ・調理室 ・医務室 ・便所 ・保育に必要な用具の設置 <p>② 満2歳以上の幼児を入所させる保育所に設置を義務付ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室 <ul style="list-style-type: none"> ※保育室 1人1.98㎡以上 ※遊戯室 1人1.98㎡以上 ・屋外遊戯場 <ul style="list-style-type: none"> ※屋外遊戯場 1人3.3㎡以上 ・調理室 ・便所 ・保育に必要な用具の設置 <p>③ 耐火上の上乗せ基準</p>	<p>従うべき基準 標準(特例措置) 標準(特例措置) 従うべき基準 参酌すべき基準 〃 〃 従うべき基準 標準(特例措置) 標準(特例措置) 参酌すべき基準 〃 従うべき基準 参酌すべき基準 〃 〃</p>
32条の2	設備基準の特例(第32条の2)	従うべき基準
33条	<p>職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士(資格要件有) <ul style="list-style-type: none"> <人数> 乳児 3人につき1人以上 満1歳～満3歳未満の幼児 6人につき1人以上 満3歳～満4歳未満の幼児 20人につき1人以上 満4歳以上の幼児 30人につき1人以上 <p>(認定こども園である保育所の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児 3人につき1人以上 満1歳～満3歳未満の幼児 6人につき1人以上 満3歳～満4歳未満の幼児 <ul style="list-style-type: none"> 短時間利用児 35人につき1人以上 長時間利用児 20人につき1人以上 満4歳以上の幼児 <ul style="list-style-type: none"> 短時間利用児 35人につき1人以上 長時間利用児 30人につき1人以上 	従うべき基準

	<p>※保育所1につき2人を下ることはできない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 ・調理員 	<p>従うべき基準</p> <p>従うべき基準</p>
34条	保育時間	参酌すべき基準
35条	保育の内容	従うべき基準
36条	保護者との連絡	参酌すべき基準
36条の2	公正な選考	参酌すべき基準
36条の3	利用料	参酌すべき基準
附則第94条	<p>特例幼保連携保育所の特例(附則第94条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室の面積に関する特例 ・屋外遊戯場の面積に関する特例 ・保育士に関する特例 	<p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【児童厚生施設】

条 項	基準概要	条例への委任方法
37条	設備基準 ① 児童遊園等屋外の児童厚生施設に設置を義務付ける設備 ・広場 ・遊具 ・便所 ② 児童館等屋内の児童厚生施設に設置を義務付ける設備 ・集会室 ・遊戯室 ・図書室 ・便所	参酌すべき基準
38条	職員 ・児童の遊びを指導する者(資格要件有)	従うべき基準
39条	遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項(第39条)	参酌すべき基準
40条	保護者との連絡	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【児童養護施設】

条 項	基準概要	条例への委任方法
41条	<p>設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室(1室4人以下 1人4.95㎡以上) <ul style="list-style-type: none"> ※乳幼児のみ:1室6人以下 1人3.3㎡以上 ※年齢等に応じ、男女の居室を別にすること ・相談室 ・調理室 ・浴室 ・便所(男子用と女子用を別にすること) ・医務室及び静養室(児童30人以上) ・職業指導に必要な設備 	<p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
42条・43条・46条	<p>職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員(資格要件有)、保育士 <ul style="list-style-type: none"> <人数> 満3歳未満の幼児 2人につき1人以上 満3歳以上の幼児 4人につき1人以上 少年 6人につき1人以上 ※児童45人以下の場合、さらに1人を加える ※少なくとも1人児童と起居を共にする ・嘱託医 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員(資格要件有) ・栄養士 ・調理員 ・看護師(乳児が入所している施設) <ul style="list-style-type: none"> <人数> 乳児1.7人につき1人以上 ※1人を下ることはできない ・心理療法担当職員(資格要件有) ・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合) 	<p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
42条の2	児童養護施設の長の資格等	従うべき基準・参酌すべき基準
44条	養護	参酌すべき基準
45条	生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整	参酌すべき基準
45条の2	自立支援計画の策定	参酌すべき基準
45条の3	業務の質の評価等	参酌すべき基準
47条	関係機関との連携	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【福祉型障害児入所施設】

条 項	基準概要	条例への委任方法
48条	<p>設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室(1室4人以下 1人4.95㎡以上) <ul style="list-style-type: none"> ※乳幼児のみ:1室6人以下 1人3.3㎡以上 ※年齢等に応じ、男女の居室を別にすること ・調理室 ・浴室 ・便所(男子用と女子用を別にすること) ・医務室及び静養室(児童30人以上) ・遊戯室 ・訓練室 ・職業指導に必要な設備(知的障害児施設、盲ろうあ児施設) ・音楽に関する設備(盲ろうあ児施設) ・浴室及び便所の手すり(盲ろうあ児施設) ・特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備(盲ろうあ児施設) ・映像に関する設備(盲ろうあ児施設) ・屋外遊戯場(肢体不自由児施設) ・施設の階段の傾斜を緩やかにすること。(盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設) 	<p>従うべき基準</p> <p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p>
49条・53条	<p>職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 <ul style="list-style-type: none"> (知的障害児施設:精神科、小児科経験有) (盲ろうあ児施設:眼科、耳鼻咽喉科経験有) ・児童指導員、保育士 <ul style="list-style-type: none"> <人数> (知的障害児施設:児童の数を4.3で割った数) <ul style="list-style-type: none"> ※児童30人以下の場合、さらに1人を加える (盲ろうあ児施設:乳幼児4人に1人以上 少年5人に1人以上) <ul style="list-style-type: none"> ※児童35人以下の場合、さらに1人を加える (肢体不自由児施設:児童の数を3.5で割った数) <ul style="list-style-type: none"> ※児童30人以下の場合、さらに1人を加える ※少なくとも1人児童と起居を共にする ・児童発達支援管理責任者(厚生労働省が定めるもの) ・栄養士(40人以上) 	<p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p> <p>〃</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員(調理業務の委託をしない場合) ・医師(自閉症児入所施設) ・看護師(自閉症児入所施設) <li style="padding-left: 20px;"><人数> 児童20人につき1人以上 <li style="padding-left: 40px;">※1人を下ることはできない ・心理療法担当職員(資格要件有・児童5人以上) ・職業指導員 	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
50条	生活指導、学習指導	参酌すべき基準
51条	職業指導を行うに当たって遵守すべき事項	参酌すべき基準
52条	入所支援計画の作成	参酌すべき基準
54条	保護者等との連絡	参酌すべき基準
55条	心理学的及び精神医学的診査	参酌すべき基準
56条	入所した児童の健康診断	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【医療型障害児入所施設】

条 項	基準概要	条例への委任方法
57条	<p>設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法に規定する病院として必要な設備 ※病室、給食施設 ・訓練室 ・浴室 ・静養室(自閉症児施設) ・屋外遊戯場(肢体不自由児施設) ・ギブス室(肢体不自由児施設) ・特殊手工業等の作業を指導するに必要な設備(肢体児不自由児施設) ・義肢装具を製作する設備(肢体不自由児施設) ・階段の傾斜を緩やかにすること ・浴室及び便所の手すり(肢体不自由児施設) 	<p>参酌すべき基準 従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
58条・61条の1	<p>職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法に規定する病院として必要な職員 ・児童指導員、保育士 <p><人数></p> <p>(自閉症児施設:児童の数を6.7で割った数)</p> <p>(肢体不自由施設:乳幼児10人に1人以上 少年20人に1人以上)</p> <p>※少なくとも1人児童と起居を共にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者(厚生労働省が定めるもの) ・理学療法士又は作業療法士(肢体不自由児施設、重症心身障害児施設) ・施設長及び医師の有経験者(肢体不自由児施設、重症心身障害児施設) 	<p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
59条	心理学的及び精神医学的診査	参酌すべき基準
60条	入所した児童の健康診断	参酌すべき基準
61条の1	生活指導、学習指導及び職業指導、保護者との連絡	参酌すべき基準
61条の2	入所支援計画の作成	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【福祉型児童発達支援センター】

条 項	基準概要	条例への委任方法
62条	設備基準 ・指導訓練室(おおむね10人 2.47㎡以上) ・遊戯室(1.65㎡以上) ・屋外遊戯場 ・医務室 ・相談室 ・調理室 ・便所 ・児童発達支援の提供に必要な設備 ・静養室(知的障害児施設) ・聴力検査室(難聴児を通わせる施設)	従うべき基準 // 参酌すべき基準 // // // // // //
63条	職員 ・嘱託医 (知的障害児施設:精神科、小児科経験有) (難聴児施設:眼科、耳鼻咽喉科経験有) (重症心身障害児施設:内科、精神科ほか経験有) ・児童指導員、保育士 <人数> 児童の数を4で割った数 ・栄養士(児童40人以上) ・調理員(調理業務の委託をしない場合) ・児童発達支援管理責任者 ・機能訓練担当職員(重症心身障害児施設:1人以上) ・言語聴覚士(難聴児を通わせる施設:4人以上) ・看護師	従うべき基準
64条	生活指導及び計画の作成	参酌すべき基準
65条	保護者との連絡	参酌すべき基準
66条	入所した児童に対する健康診断	参酌すべき基準
67条	心理学的及び精神額的審査	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【医療型児童発達支援センター】

条 項	基準概要	条例への委任方法
68条	設備基準 ・医療法に規定する病院として必要な設備 ※病室 ・指導訓練室 ・屋外遊戯場 ・相談室 ・調理室 ・階段の傾斜を緩やかにすること ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備	参酌すべき基準 従うべき基準 参酌すべき基準 〃 〃 〃 〃 〃
69条	職員 ・医療法に規定する病院として必要な職員 ・看護師 ・児童指導員、保育士 ・理学療法士又は作業療法士 ・児童発達支援管理責任者	従うべき基準
70条	入所した児童に対する健康診断	参酌すべき基準
71条	生活指導等	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【情緒障害児短期治療施設】

条 項	基準概要	条例への委任方法
72条	<p>設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室(1室4人以下、1人4.95㎡以上) ※男女の居室を別にすること ・医務室 ・静養室 ・遊戯室 ・観察室 ・心理検査室 ・相談室 ・工作室 ・調理室 ・浴室 ・便所(男子用と女子用を別にすること) 	<p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p>
73条・77条	<p>職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師(精神科又は小児科診療) ・心理療法担当職員(資格要件有) ＜人数＞ 児童10人につき1人以上 ・児童指導員、保育士(資格要件有) ＜人数＞ 児童5人につき1人以上 ※少なくとも1人児童と起居を共にする ・看護師 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員(資格要件有) ・栄養士 ・調理員 	<p>従うべき基準</p>
74条	情緒障害児短期治療施設の長の資格等	従うべき基準・参酌すべき基準
75条	心理療法、生活指導及び家庭環境の調整	参酌すべき基準
76条	自立支援計画の策定	参酌すべき基準
76条の2	業務の質の評価等	参酌すべき基準
78条	関係機関との連携	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【児童自立支援施設】

条 項	基準概要	条例への委任方法
79条	<p>施設設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室(1室4人以下、1人4.95㎡以上) ※男女の居室を別にすること ・相談室 ・調理室 ・浴室 ・便所(男子用と女子用を別にすること) ・医務室及び静養室(児童30人以上) ・職業指導に必要な設備 ・学科指導に必要な設備 	<p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
80条・82条・ 83条・85条	<p>職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援専門員、児童生活支援員 ＜人数＞ 概ね児童5人につき1人 ※少なくとも1人児童と起居を共にする ・嘱託医・医師(精神科の診療) ・心理療法担当職員(資格要件有) ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員(資格要件有) ・栄養士 ・調理員 ・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合) 	<p>従うべき基準</p>
81条	児童自立支援施設の長の資格等	従うべき基準・ 参酌すべき基準
84条	生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整	参酌すべき基準
84条の2	自立支援計画の策定	参酌すべき基準
84条の3	業務の質の評価等	参酌すべき基準
87条	関係機関との連携	参酌すべき基準
88条	心理学的及び精神医学的検査等	参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)概要

【児童家庭支援センター】

条 項	基準概要	条例への委任方法
88条の2	設備基準 ・相談室	参酌すべき基準
88条の3	職員 ・地域の児童の福祉に関する各施設の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談で、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じて助言を行う者	従うべき基準
88条の4	支援を行うに当たって遵守すべき事項	参酌すべき基準

指定通所支援の事業の基準(厚生労働省令)概要

【総則】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
1条	趣旨(条例への委任方法)	
2条	定義(用語の定義)	参酌すべき基準
3条	指定障害児通所支援事業者等の一般原則	参酌すべき基準

指定通所支援の事業の基準(厚生労働省令)概要

【児童発達支援】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
4条	基本方針	参酌すべき基準
	人員に関する基準	
5条	従業員の員数	従うべき基準
	児童発達支援センター以外	
5条1項	指導員又は保育士	従うべき基準
5条1項1号イ	障害児数:10人以下	従うべき基準
	2人以上(1人以上は常勤)	
5条1項1号ロ	障害児数:11人以上	従うべき基準
	2人及び10を超え5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上(1人以上は常勤)	
5条1項2号	児童発達支援管理責任者:1人以上(専任かつ常勤)	従うべき基準
5条2項	機能訓練担当職員:機能訓練を行う場合 指導員又は保育士数に含めることができる	従うべき基準
5条3項	主として重症心身障害児を通わせる場合	従うべき基準
5条3項1号	嘱託医:1人以上	従うべき基準
5条3項2号	看護師:1人以上	従うべき基準
5条3項3号	児童指導員又は保育士:1人以上	従うべき基準
5条3項4号	機能訓練担当職員:1以上	従うべき基準
5条3項5号	児童発達支援管理責任者:1人以上(専任かつ常勤)	従うべき基準
6条1項	児童発達支援センター	従うべき基準
6条1項1号	嘱託医:1人以上	従うべき基準
6条1項2号	児童指導員及び保育士	従うべき基準
6条1項2号イ	総数:障害児数を4で除した数以上	従うべき基準
6条1項2号ロ	児童指導員:1人以上	従うべき基準
6条1項2号ハ	保育士:1人以上	従うべき基準
6条1項3号	栄養士:1人以上(40人以下置かないことができる)	従うべき基準
6条1項4号	調理員:1人以上(調理委託置かないことができる)	従うべき基準
6条1項5号	児童発達支援管理責任者:1人以上	従うべき基準
6条2項	機能訓練担当職員:機能訓練を行う場合 指導員又は保育士数に含めることができる	従うべき基準
6条3項	主として難聴児を通わせる場合	従うべき基準
6条1項各号	嘱託医:1人以上	従うべき基準
	児童指導員及び保育士	従うべき基準
	総数:障害児数を4で除した数以上	従うべき基準
	児童指導員:1人以上	従うべき基準
	保育士:1人以上	従うべき基準
	栄養士:1人以上(40人以下置かないことができる)	従うべき基準
	調理員:1人以上	従うべき基準

	児童発達支援管理責任者:1人以上	従うべき基準
6条3項1号	言語聴覚士:4人以上 指導員又は保育士数に含めることができる	従うべき基準
6条3項2号	機能訓練担当職員:機能訓練を行う場合に必要な数 指導員又は保育士数に含めることができる	従うべき基準
6条4項	主として重症心身障害児を通わせる場合	従うべき基準
6条1項各号	嘱託医:1人以上	従うべき基準
	児童指導員及び保育士	従うべき基準
	総数:障害児数を4で除した数以上	従うべき基準
	児童指導員:1人以上	従うべき基準
	保育士:1人以上	従うべき基準
	栄養士:1人以上(40人以下置かないことができる)	従うべき基準
	調理員:1人以上	従うべき基準
	児童発達支援管理責任者:1人以上	従うべき基準
6条4項1号	看護師:1人以上	従うべき基準
6条4項2号	機能訓練担当職員:1人以上	従うべき基準
6条5項	単位は同時に一又は複数の児童に対して一体的に行われる	従うべき基準
6条6項	従業者は専従(但し規定)	従うべき基準
7条	管理者	従うべき基準
	事業所ごとに置く(但し規定)	
8条1項	従たる事業所の設置(児童発達支援センター以外)	参酌すべき基準
8条2項	主従それぞれ1人以上は常勤かつそれぞれに従事 (児童発達支援センター以外)	従うべき基準
	設備に関する基準	
9条	児童発達支援センター以外	参酌すべき基準
9条1項	訓練指導室	参酌すべき基準
9条2項	指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品	参酌すべき基準
10条	児童発達支援センター	
10条1項	指導訓練室	従うべき基準
	遊戯室	従うべき基準
	屋外遊戯場(付近の場所含む)	参酌すべき基準
	医務室	参酌すべき基準
	相談室	参酌すべき基準
	調理室	参酌すべき基準
	便所	参酌すべき基準
	指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品	参酌すべき基準
10条1項	主として重症心身障害児を通わせる場合	
	指導訓練室	従うべき基準
	遊戯室(設けないことができる)	従うべき基準
	屋外遊戯場(付近の場所含む、設けないことができる)	参酌すべき基準
	医務室(設けないことができる)	参酌すべき基準
	相談室(設けないことができる)	参酌すべき基準
	調理室	参酌すべき基準
	便所	参酌すべき基準
	指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品	参酌すべき基準

10条2項	1項の設備基準(難聴児・重心はこの限りでない)	
10条2項1号	訓練指導室	
10条2項1号イ	定員:おおむね10人	参酌すべき基準
10条2項1号ロ	床面積:2.47㎡	従うべき基準
10条2項2号	遊戯室 床面積:1.65㎡	従うべき基準
10条3項	主として知的障害児を通わせる場合	
	静養室	参酌すべき基準
	主として難聴児を通わせる場合	
	聴力検査室	参酌すべき基準
10条4項	第1項、3項 支障がない場合は併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	参酌すべき基準
	運営に関する基準	
11条	利用定員:10人以上、主として重心:5人以上	標準とすべき基準
12条	内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準
13条	契約支給量の報告等	参酌すべき基準
14条	提供拒否の禁止	従うべき基準
15条	連絡調整に対する協力	参酌すべき基準
16条	サービス提供困難時の対応	参酌すべき基準
17条	受給資格の確認	参酌すべき基準
18条	障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	参酌すべき基準
19条	心身の状況等の把握	参酌すべき基準
20条	指定障害児通所支援事業者等との連携等	参酌すべき基準
21条	サービス提供の記録	参酌すべき基準
22条	指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌すべき基準
23条	通所利用者負担額の受領	参酌すべき基準
24条	通所利用者負担額に係る管理	参酌すべき基準
25条	障害児通所給付費の額に係る通知等	参酌すべき基準
26条	指定児童発達支援の取扱方法	参酌すべき基準
27条	児童発達支援計画の作成等	参酌すべき基準
28条	児童発達支援管理責任者の責務	参酌すべき基準
29条	相談及び援助	参酌すべき基準
30条	指導、訓練等(4項以外)	参酌すべき基準
30条4項	常時1人以上の従事者を指導、訓練に従事させること	従うべき基準
31条	食事	参酌すべき基準
32条	社会生活上の便宜の供与等	参酌すべき基準
33条	健康管理(児童発達支援センター:少なくとも年2回)	参酌すべき基準
34条	緊急時等の対応	参酌すべき基準
35条	通所給付決定保護者に関する市町村への通知	参酌すべき基準
36条	管理者の責務	参酌すべき基準
37条	運営規定	参酌すべき基準
38条	勤務体制の確保等	参酌すべき基準
39条	定員の遵守	参酌すべき基準
40条	非常災害対策	参酌すべき基準

41条	衛生管理等	参酌すべき基準
42条	協力医療機関	参酌すべき基準
43条	掲示	参酌すべき基準
44条	身体拘束等の禁止	従うべき基準
45条	虐待等の禁止	従うべき基準
46条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準
47条	秘密保持等	従うべき基準
48条	情報の提供等	参酌すべき基準
49条	利益供与等の禁止	参酌すべき基準
50条	苦情解決	参酌すべき基準
51条	地域との連携等	参酌すべき基準
52条	事故発生時の対応	従うべき基準
53条	会計の区分	参酌すべき基準
54条	記録の整備	参酌すべき基準

指定通所支援の事業の基準(厚生労働省令)概要

【医療型児童発達支援】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
55条	基本方針	参酌すべき基準
	人員に関する基準	
56条	従業員の員数	従うべき基準
56条1項1号	医療法に規定する診療所として必要とされる従業者	従うべき基準
56条1項2号	児童指導員:1人以上	従うべき基準
56条1項3号	保育士:1人以上	従うべき基準
56条1項4号	看護師:1人以上	従うべき基準
56条1項5号	理学療法士又は作業療法士:1人以上	従うべき基準
56条1項6号	児童発達支援管理責任者:1人以上	従うべき基準
56条2項	機能訓練担当職員:言語訓練等を行う場合	従うべき基準
56条3項	従業者は専従(但し規定)	従うべき基準
57条	管理者	従うべき基準
	事業所ごとに置く(但し規定)	
	設備に関する基準	
58条1項1号	医療法に規定する診療所として必要とされる設備(病室に係る部分に限る)	従うべき基準
58条1項2号	指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び料理室	参酌すべき基準
58条1項3号	浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備	参酌すべき基準
58条2項	階段の傾斜緩やかに	参酌すべき基準
58条3項	第1項各号及び2項 支障がない場合は併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	参酌すべき基準
	運営に関する基準	
59条	利用定員:10人以上	標準とすべき基準
60条	通所利用者負担額の受領	参酌すべき基準
61条	障害児通所給付費の額に係る通知等	参酌すべき基準
62条	通所給付決定保護者に関する市町村への通知	参酌すべき基準
63条	運営規定	参酌すべき基準
64条	準用規定	
	12条 内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準
	13条 契約支給量の報告等	参酌すべき基準
	14条 提供拒否の禁止	従うべき基準
	15条 連絡調整に対する協力	参酌すべき基準
	16条 サービス提供困難時の対応	参酌すべき基準
	17条 受給資格の確認	参酌すべき基準
	18条 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	参酌すべき基準
	19条 心身の状況等の把握	参酌すべき基準
	20条 指定障害児通所支援事業者等との連携等	参酌すべき基準
	21条 サービス提供の記録	参酌すべき基準
	22条 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌すべき基準

	24条 通所利用者負担額に係る管理	参酌すべき基準
	26条 指定児童発達支援の取扱方法	参酌すべき基準
	27条 児童発達支援計画の作成等	参酌すべき基準
	28条 児童発達支援管理責任者の責務	参酌すべき基準
	29条 相談及び援助	参酌すべき基準
	30条 指導、訓練等(4項以外)	参酌すべき基準
	30条4項 常時1人以上の従事者を指導、訓練に従事させること	従うべき基準
	31条 食事	参酌すべき基準
	32条 社会生活上の便宜の供与等	参酌すべき基準
	33条 健康管理(児童発達支援センター:少なくとも年2回)	参酌すべき基準
	34条 緊急時等の対応	参酌すべき基準
	36条 管理者の責務	参酌すべき基準
	38条 勤務体制の確保等	参酌すべき基準
	39条 定員の遵守	参酌すべき基準
	40条 非常災害対策	参酌すべき基準
	41条 衛生管理等	参酌すべき基準
	43条 掲示	参酌すべき基準
	44条 身体拘束等の禁止	従うべき基準
	45条 虐待等の禁止	従うべき基準
	46条 懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準
	47条 秘密保持等	従うべき基準
	48条1項 情報の提供等	参酌すべき基準
	49条 利益供与等の禁止	参酌すべき基準
	50条 苦情解決	参酌すべき基準
	51条 地域との連携等	参酌すべき基準
	52条 事故発生時の対応	従うべき基準
	54条 記録の整備	参酌すべき基準

指定通所支援の事業の基準(厚生労働省令)概要

【放課後等デイサービス】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
65条	基本方針	参酌すべき基準
	人員に関する基準	
66条	従業員の員数	従うべき基準
66条1項	指導員又は保育士	従うべき基準
66条1項イ	障害児数:10人以下	従うべき基準
	2人以上(1人以上は常勤)	従うべき基準
66条1項ロ	障害児数:11人以上	従うべき基準
	2人及び10を超え5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上(1人以上は常勤)	従うべき基準
66条1項2号	児童発達支援管理責任者:1人以上	従うべき基準
66条2項	機能訓練担当職員:機能訓練を行う場合に必要な数 指導員又は保育士数に含めることができる	従うべき基準
66条3項	単位は同時に一又は複数の児童に対して一体的に行われる	従うべき基準
66条4項	指導員又は保育士のうち1人以上常勤	従うべき基準
66条5項	児童発達支援管理責任者:1人以上(専任かつ常勤)	従うべき基準
67条	準用規定	
	7条 管理者	従うべき基準
	事業所ごとに置く(但し…)	
	8条 1項 従たる事業所の設置(児童発達支援センター以外)	参酌すべき基準
	8条 2項 主従それぞれ1人以上は常勤かつそれぞれに従事(児童発達支援センター以外)	従うべき基準
	設備に関する基準	
68条1項	訓練指導室、指定放課後デイサービス提供に必要な設備及び備品	参酌すべき基準
68条2項	訓練指導室は訓練に必要な機械器具等	参酌すべき基準
	運営に関する基準	
69条	利用定員:10人以上	標準とすべき基準
70条	通所利用者負担額の受領	参酌すべき基準
71条	準用規定	
	12条 内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準
	13条 契約支給量の報告等	参酌すべき基準
	14条 提供拒否の禁止	従うべき基準
	15条 連絡調整に対する協力	参酌すべき基準
	16条 サービス提供困難時の対応	参酌すべき基準
	17条 受給資格の確認	参酌すべき基準
	18条 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	参酌すべき基準
	19条 心身の状況等の把握	参酌すべき基準
	20条 指定障害児通所支援事業者等との連携等	参酌すべき基準
	21条 サービス提供の記録	参酌すべき基準
	22条 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる 金銭の支払の範囲等	参酌すべき基準
	24条 通所利用者負担額に係る管理	参酌すべき基準
	26条 指定児童発達支援の取扱方法	参酌すべき基準

	27条 児童発達支援計画の作成等	参酌すべき基準
	28条 児童発達支援管理責任者の責務	参酌すべき基準
	29条 相談及び援助	参酌すべき基準
	30条 指導、訓練等(4項以外)	参酌すべき基準
	30条4 項 常時1人以上の従事者を指導、訓練に従事させること	従うべき基準
	32条 社会生活上の便宜の供与等	参酌すべき基準
	34条 緊急時等の対応	参酌すべき基準
	35条 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	参酌すべき基準
	36条 管理者の責務	参酌すべき基準
	38条 勤務体制の確保等	参酌すべき基準
	39条 定員の遵守	参酌すべき基準
	40条 非常災害対策	参酌すべき基準
	41条 衛生管理等	参酌すべき基準
	43条 掲示	参酌すべき基準
	44条 身体拘束等の禁止	従うべき基準
	45条 虐待等の禁止	従うべき基準
	47条 秘密保持等	従うべき基準
	48条1 項 情報の提供等	参酌すべき基準
	49条 利益供与等の禁止	参酌すべき基準
	50条 苦情解決	参酌すべき基準
	51条1 項 地域との連携等	参酌すべき基準
	52条 事故発生時の対応	従うべき基準
	53条 会計の区分	参酌すべき基準
	54条 記録の整備	参酌すべき基準
	63条 運営規定	参酌すべき基準

指定通所支援の事業の基準(厚生労働省令)概要

【保育所等訪問支援】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
72条	基本方針	参酌すべき基準
	人員に関する基準	
73条	従業員の員数	従うべき基準
73条1項1号	訪問支援員:事業規模に応じた必要な数	従うべき基準
73条1項2号	児童発達支援管理責任者:1人以上	従うべき基準
73条2項	児童発達支援管理責任者:1人以上(専任かつ常勤)	従うべき基準
74条	準用規定	
	7条 管理者	従うべき基準
	事業所ごとに置く(但し…)	
	設備に関する基準	
75条1項	専用区画、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品	参酌すべき基準
75条2項	専ら事業の用に供する	参酌すべき基準
	運営に関する基準	
76条	身分を証する書類の携行	参酌すべき基準
77条	通所利用者負担額の受領	参酌すべき基準
78条	運営規定	参酌すべき基準
79条	準用規定	参酌すべき基準
	12条 内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準
	13条 契約支給量の報告等	参酌すべき基準
	14条 提供拒否の禁止	従うべき基準
	15条 連絡調整に対する協力	参酌すべき基準
	16条 サービス提供困難時の対応	参酌すべき基準
	17条 受給資格の確認	参酌すべき基準
	18条 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	参酌すべき基準
	19条 心身の状況等の把握	参酌すべき基準
	20条 指定障害児通所支援事業者等との連携等	参酌すべき基準
	21条 サービス提供の記録	参酌すべき基準
	22条 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌すべき基準
	24条 通所利用者負担額に係る管理	参酌すべき基準
	25条 障害児通所給付費の額に係る通知等	参酌すべき基準
	26条 指定児童発達支援の取扱方法	参酌すべき基準
	27条 児童発達支援計画の作成等	参酌すべき基準
	28条 児童発達支援管理責任者の責務	参酌すべき基準
	29条 相談及び援助	参酌すべき基準
	30条 指導、訓練等(4項以外)	参酌すべき基準
	30条 ⁴ 項 常時1人以上の従事者を指導、訓練に従事させること	従うべき基準
	32条 社会生活上の便宜の供与等	参酌すべき基準
	34条 緊急時等の対応	参酌すべき基準
	35条 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	参酌すべき基準
	36条 管理者の責務	参酌すべき基準

	38条 勤務体制の確保等	参酌すべき基準
	41条 衛生管理等	参酌すべき基準
	43条 掲示	参酌すべき基準
	44条 身体拘束等の禁止	従うべき基準
	45条 虐待等の禁止	従うべき基準
	47条 秘密保持等	従うべき基準
	48条 情報の提供等	参酌すべき基準
	49条 利益供与等の禁止	参酌すべき基準
	50条 苦情解決	参酌すべき基準
	51条1 項 地域との連携等	参酌すべき基準
	52条 事故発生時の対応	従うべき基準
	53条 会計の区分	参酌すべき基準
	54条 記録の整備	参酌すべき基準

指定通所支援の事業の基準(厚生労働省令)概要

【多機能型事業所に関する特例】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
80条	従業員の員数に関する特例	従うべき基準
81条	設備に関する基準	参酌すべき基準
82条	利用定員に関する特例	標準とすべき基準
	11条、59条、69条の規定にかかわらず 利用定員:10人以上、主として重心:5人以上	

指定通所支援の事業の基準(厚生労働省令)概要

【附則】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
	経過措置	
2条	置くべき従業員に限り	従うべき基準
3条	指導員又は保育士数 聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員	従うべき基準

指定障害児入所施設等の基準(厚生労働省令)概要

【総則】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
1条	趣旨(条例への委任方法)	
2条	定義(用語の定義)	参酌すべき基準
3条	指定障害児入所施設等の一般原則	参酌すべき基準

指定障害児入所施設等の基準(厚生労働省令)概要

【指定福祉型障害児入所施設】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
人員に関する基準		
4条	従業員の員数	従うべき基準
4条1項1号	嘱託医:1人以上	従うべき基準
4条1項2号	看護師	
4条1項2号イ	自閉症児:障害児数を20で除して得た数以上	従うべき基準
4条1項2号ロ	肢体不自由児:1人以上	従うべき基準
4条1項3号	児童指導員及び保育士の総数	
4条1項3号イ(1)	知的障害児:障害児数を4.3で除して得た数以上 (30人以下、当該数に1を加えた数)	従うべき基準
4条1項3号イ(2)	盲ろうあ児:乳幼児数を4で除して得た数及び 少年の数を5で除して得た数の合計以上 (35人以下、当該合計数に1を加えた数)	従うべき基準
4条1項3号イ(3)	肢体不自由児:障害児数を3.5で除して得た数以上	従うべき基準
4条1項3号ロ	児童指導員:1人以上	従うべき基準
4条1項3号ハ	保育士:1人以上	従うべき基準
4条1項4号	栄養士:1人以上	従うべき基準
4条1項5号	調理員:1人以上	従うべき基準
4条1項6号	児童発達支援管理責任者:1人以上	従うべき基準
4条2項	自閉症児:医師	従うべき基準
	心理指導必要児5人以上:心理指導担当職員	
	職業指導を行う場合:職業指導員	
4条3項	専ら当該施設に勤務(嘱託医除く)	従うべき基準
	支障がない場合、栄養士、調理員併設施設に従事できる	
4条4項	指定障害者支援施設の指定、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスタとを同一施設で一体的に運営している場合	従うべき基準
設備に関する基準		
5条1項	居室	従うべき基準
	調理室	参酌すべき基準
	浴室	参酌すべき基準
	便所	参酌すべき基準
	医務室	参酌すべき基準
	静養室	参酌すべき基準
	30人未満 知的:医務室、盲ろう:医務室、静養室をもうけないことができる	参酌すべき基準
5条2項1号	知的障害児:職業指導に必要な設備	参酌すべき基準
5条2項2号	盲児:遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備、浴室、便所手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備	参酌すべき基準
5条2項3号	ろうあ児:遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備	参酌すべき基準
5条2項4号	肢体不自由児:訓練室、屋外訓練場、浴室、便所手すり等身体の機能の不自由を助ける設備	参酌すべき基準

5条3項1号	居室の定員:4人以下	参酌すべき基準
5条3項2号	床面積:4.95㎡	従うべき基準
5条3項3号	乳幼児のみの居室の定員:6人以下	参酌すべき基準
	床面積:3.3㎡	従うべき基準
5条3項4号	男女の居室を別に	参酌すべき基準
5条4項	肢体不自由児:階段傾斜を緩やかに	参酌すべき基準
5条5項	第1項各号及び第2項 支障がない場合は居室を除く設備の共用	参酌すべき基準
5条6項	指定障害者支援施設の指定、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一施設で一体的に運営している場合	参酌すべき基準
	運営に関する基準	
6条	内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準
7条	提供拒否の禁止	従うべき基準
8条	あつせん、調整及び養成に対する協力	参酌すべき基準
9条	サービス提供困難時の対応	参酌すべき基準
10条	受給資格の確認	参酌すべき基準
11条	障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	参酌すべき基準
12条	心身の状況等の把握	参酌すべき基準
13条	居住地の変更が見込まれる者への対応	参酌すべき基準
14条	入退所の記録の記載等	参酌すべき基準
15条	サービスの提供の記録	参酌すべき基準
16条	指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌すべき基準
17条	入所利用者負担額の受領	参酌すべき基準
18条	入所利用者負担額に係る管理	参酌すべき基準
19条	障害児入所給付費等の額に係る通知等	参酌すべき基準
20条	指定入所支援の取扱方針	参酌すべき基準
21条	入所支援計画の作成等	参酌すべき基準
22条	児童発達支援管理責任者の責務	参酌すべき基準
23条	検討等	参酌すべき基準
24条	相談及び援助	参酌すべき基準
25条1～3項	指導、訓練等	参酌すべき基準
25条4～5項	4項:常時1人以上従事	従うべき基準
26条	食事	参酌すべき基準
27条	社会生活上の便宜の供与等	参酌すべき基準
28条	健康管理	参酌すべき基準
29条	緊急時等の対応	参酌すべき基準
30条	障害児の入院期間中の取扱い	従うべき基準
31条	給付金として支払を受けた金銭の管理	参酌すべき基準
32条	入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	参酌すべき基準
33条1項	管理者による管理等…専従	従うべき基準
33条2項以下	管理者による管理等	参酌すべき基準
34条	運営規程	参酌すべき基準
35条	勤務体制の確保等	参酌すべき基準
36条	定員の遵守	従うべき基準
37条	非常災害対策	従うべき基準

38条	衛生管理等	従うべき基準
39条	協力医療機関等	従うべき基準
40条	掲示	参酌すべき基準
41条	身体拘束等の禁止	従うべき基準
42条	虐待等の禁止	従うべき基準
43条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準
44条	秘密保持等	従うべき基準
45条	情報の提供等	参酌すべき基準
46条	利益供与の禁止	参酌すべき基準
47条	苦情解決	参酌すべき基準
48条	地域との連携等	参酌すべき基準
49条	事故発生時の対応	従うべき基準
50条	会計の区分	参酌すべき基準
51条	記録の整備	参酌すべき基準

指定障害児入所施設等の基準(厚生労働省令)概要

【指定医療型障害児入所施設】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
人員に関する基準		
52条	従業員の員数	従うべき基準
52条1項1号	医療法に規定する病院として必要とされる従業者と数	従うべき基準
52条1項2号	児童指導員及び保育士	従うべき基準
52条1項2号イ(1)	自閉症児:障害児数を6.7で除して得た数以上	従うべき基準
52条1項2号イ(2)	肢体不自由児:乳幼児数を10で除して得た数及び少年の数を20で除して得た数の合計以上	従うべき基準
52条1項2号ロ	児童指導員:1人以上	従うべき基準
52条1項2号ハ	保育士:1人以上	従うべき基準
52条1項3号	心理指導職員:1人以上(重心に限る)	従うべき基準
52条1項4号	理学療法士又は作業療法士:1人以上(肢体・重心に限る)	従うべき基準
52条1項5号	児童発達支援管理責任者:1人以上	従うべき基準
52条2項	職業指導を行う場合:職業指導員(肢体に限る)	従うべき基準
52条3項	専ら当該施設に勤務	従うべき基準
52条4項	指定障害者支援施設の指定、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一施設で一体的に運営している場合	従うべき基準
設備に関する基準		
53条1項1号	医療法に規定する病院として必要とされる設備(病室に限る)	従うべき基準
53条1項2号	訓練室、浴室	参酌すべき基準
53条2項1号	自閉症児:静養室	
53条2項2号	肢体不自由児:(義肢装具例外あり) 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業指導に必要な設備、義肢装具を制作する設備、浴室、便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備	参酌すべき基準
53条3項	肢体不自由児:階段傾斜を緩やかに	参酌すべき基準
53条4項	第1項各号及び2項 支障がない場合は併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	参酌すべき基準
53条5項	療養介護に係る指定障害福祉サービスの指定、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一施設で一体的に運営している場合	参酌すべき基準
運営に関する基準		
54条	入所利用者負担額の受領	参酌すべき基準
55条	障害児入所給付費の額に係る通知等	参酌すべき基準
56条	協力歯科医療機関(自閉症児除く)	参酌すべき基準
57条	準用規定	
	6条 内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準
	7条 提供拒否の禁止	従うべき基準
	8条 あっせん、調整及び養成に対する協力	参酌すべき基準
	9条 サービス提供困難時の対応	参酌すべき基準
	10条 受給資格の確認	参酌すべき基準
	11条 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	参酌すべき基準
	12条 心身の状況等の把握	参酌すべき基準

	13条 居住地の変更が見込まれる者への対応	参酌すべき基準
	14条 入退所の記録の記載等	参酌すべき基準
	15条 サービスの提供の記録	参酌すべき基準
	16条 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌すべき基準
	18条 入所利用者負担額に係る管理	参酌すべき基準
	20条 指定入所支援の取扱方針	参酌すべき基準
	21条 入所支援計画の作成等	参酌すべき基準
	22条 児童発達支援管理責任者の責務	参酌すべき基準
	23条 検討等	参酌すべき基準
	24条 相談及び援助	参酌すべき基準
	25条1 ～3項 指導、訓練等	参酌すべき基準
	25条4 ～5項 4項:常時1人以上従事	従うべき基準
	26条 食事	参酌すべき基準
	27条 社会生活上の便宜の供与等	参酌すべき基準
	28条 健康管理	参酌すべき基準
	29条 緊急時等の対応	参酌すべき基準
	30条 障害児の入院期間中の取扱い	従うべき基準
	31条 給付金として支払を受けた金銭の管理	参酌すべき基準
	32条 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	参酌すべき基準
	33条1 項 管理者による管理等…専従	従うべき基準
	33条2 項以下 管理者による管理等	参酌すべき基準
	34条 運営規程	参酌すべき基準
	35条 勤務体制の確保等	参酌すべき基準
	36条 定員の遵守	従うべき基準
	37条 非常災害対策	従うべき基準
	38条 衛生管理等	従うべき基準
	40条 掲示	参酌すべき基準
	41条 身体拘束等の禁止	従うべき基準
	42条 虐待等の禁止	従うべき基準
	43条 懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準
	44条 秘密保持等	従うべき基準
	45条 1項 情報の提供等	参酌すべき基準
	46条 利益供与の禁止	参酌すべき基準
	47条 苦情解決	参酌すべき基準
	48条 地域との連携等	参酌すべき基準
	49条 事故発生時の対応	従うべき基準
	51条 記録の整備	参酌すべき基準

指定障害児入所施設等の基準(厚生労働省令)概要

【附則】

条 項	基準概要	条例への委任の方法
	経過措置	
2条	面積に限り	従うべき基準
3条	面積に限り	従うべき基準

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

〔昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号〕

〔沿革〕

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条の規定に基き、児童福祉施設最低基準を次のように定める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

目次

- 第一章 総則（第一条—第十四条の四）
- 第二章 助産施設（第十五条—第十八条）
- 第三章 乳児院（第十九条—第二十五条）
- 第四章 母子生活支援施設（第二十六条—第三十一条）
- 第五章 保育所（第三十二条—第三十六条の三）
- 第六章 児童厚生施設（第三十七条—第四十条）
- 第七章 児童養護施設（第四十一条—第四十七条）
- 第八章 福祉型障害児入所施設（第四十八条—第五十六条）
- 第八章の二 医療型障害児入所施設（第五十七条—第六十一条）
- 第八章の三 福祉型児童発達支援センター（第六十二条—第六十七条）
- 第八章の四 医療型児童発達支援センター（第六十八条—第七十一条）
- 第九章 情緒障害児短期治療施設（第七十二条—第七十八条）
- 第十章 児童自立支援施設（第七十九条—第八十八条）
- 第十一章 児童家庭支援センター（第八十八条の二—第八十八条の四）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例で定めるに当たって従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二條の二第一項、第二十七条、第二十七條の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二條の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準
- 二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例で定めるに当たって従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第七号（面積に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（病室に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）、第二号（面積に係る部分に限る。）及び第三号、第六十八条第一号（病室に係る部分

に限る。)、第七十二条第一号(居室に係る部分に限る。))及び第二号(面積に係る部分に限る。))並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。))、第二十六条第二号(調理設備に係る部分に限る。))、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)) (第三十条第一項において準用する場合を含む。))及び第五号(調理室に係る部分に限る。)) (第三十条第一項において準用する場合を含む。))、第三十二条の二(第三十条第一項において準用する場合を含む。))、第三十五条、第四十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)) (第七十九条第二項において準用する場合を含む。))、第四十八条第一号(調理室に係る部分に限る。))、第五十七条第一号(給食施設に係る部分に限る。))、第六十二条第一号(調理室に係る部分に限る。))及び第六号(調理室に係る部分に限る。))、第六十八条第一号(調理室に係る部分に限る。))並びに第七十二条第一号(調理室に係る部分に限る。))の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。))の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。))

は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十一条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
 (入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当

たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

- 3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(大都市等の特例)

第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。
- 3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

第二章 助産施設

(種類)

第十五条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

- 2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院又は診療所である助産施設をいう。
- 3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第十六条 助産施設には、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第十七条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第十八条 第二種助産施設に入所した妊産婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第三章 乳児院

(設備の基準)

第十九条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。
- 三 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

第二十条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- 二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

(職員)

第二十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。
- 6 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。
- 7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

第二十二条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 乳児院の職員として三年以上勤務した者
- 四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- イ 法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第二十三条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

- 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄（せつ）、沐（もく）浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

- 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（乳児の観察）

第二十四条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十四条の二 乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。
- 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第二十七条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かななければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かななければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第二十七条の二 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者
- 四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 精神保健福祉士の資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相

談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第二項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に

		規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（１） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（２） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十

人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第三十六条の二 就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第三十六条の三 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第六章 児童厚生施設

(設備の基準)

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第七章 児童養護施設

(設備の基準)

第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設ける事。
- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設ける事。

(職員)

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。
- 7 看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第四十二条の二 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者
- 四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
 - 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- (養護)

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第四十六条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第四十八条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- 三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
 - ロ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- 五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - イ 訓練室及び屋外訓練場
 - ロ 浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備
- 六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- 七 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 八 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- 九 便所は、男子用と女子用とを別にする。

(職員)

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。
- 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。
- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第三項の規定を準用する。
- 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

- 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。
- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。
- 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。
- 14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第五十条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第四十五条第二項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第五十一条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第四十五条第三項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第五十二条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第五十三条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第四十六条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第五十四条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十五条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたつてはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第五十六条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第八章の二 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第五十七条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

- 2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
- 5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。
- 6 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。
- 7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十九条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第六十条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(児童と起居を共にする職員等)

第六十一条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第四十六条、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定を準用する。

- 2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第五十二条の規定を準用する。

第八章の三 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第六十二条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（職員）

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ（２）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

（生活指導及び計画の作成）

第六十四条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第五十条第一項及び第五十二条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第六十五条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第六十六条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に

規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第六十七条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。

第八章の四 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第六十八条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第六十九条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第七十条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第七十一条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第五十条第一項、第五十二条及び第六十五条の規定を準用する。

第九章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第七十二条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第七十三条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。
- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第七十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者
 - 四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第七十五条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第七十六条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第七十六条の二 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第七十七条 情緒障害児短期治療施設については、第四十六条の規定を準用する。

（関係機関との連携）

第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第十章 児童自立支援施設

（設備の基準）

第七十九条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条（第二号ただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

（職員）

第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かななければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を

置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者
- 四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハマまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は一年以上教員としてその職務に従事したもの

（児童生活支援員の資格）

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十五条（第二項を除く。）の規定を準用する。

（自立支援計画の策定）

第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第八十四条の三 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第八十五条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

第八十六条 削除〔平成一〇年二月厚生令一五号〕

（関係機関との連携）

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査等）

第八十八条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

第十一章 児童家庭支援センター

（設備の基準）

第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

（職員）

第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たつて遵守すべき事項）

第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たつては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

- 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
- 3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行の期日)

第八十九条 この省令は、公布の日から、施行する。

(高等学校、大学の意味)

第九十条 第二十八条第五号、第三十八条第二項第四号、第四十三条第八号及び第八十二条第七号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。

- 2 第二十一条第四項、第二十七条第三項、第三十八条第二項第六号イ、第四十二条第四項、第四十三条第四号、第七十五条第三項、第八十条第四項及び第八十二条第四号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

(経過規定)

第九十一条 この省令施行の際、現に児童福祉施設において、その長、寮母、児童厚生員、児童指導員、教護又は教母の業務を行う者は、この省令の規定にかかわらず、昭和二十七年十二月三十一日まで、なおその業務に従事することができる。

- 2 この省令施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、土地の状況その他特別の事由により、その設備及び職員の数につき、この省令で定める規定により難しいときは、当該児童福祉施設は、昭和二十四年十二月三十一日まで、これによらないことができる。ただし、国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設においては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 3 この省令施行の際、現に存する国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設は、この省令施行の日から六月の間は、その設備及び職員の数につき、前項ただし書の認可があつたものとみなす。

第九十二条 この省令施行の際、現に存する保育所であつて、第三十二条第二号、第三号及び第六号に定める基準により難しい事情があるときは、この省令施行後六月以内に、都道府県知事に事情を具申しなければならない。

- 2 前項の具申があつたときは、都道府県知事は、地方児童福祉委員会の意見を聴き、その具申に相当の理由があると認めるときは、意見を付し、これを厚生大臣に進達しなければならない。
- 3 前項の進達を受けとつたときは、厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聴き、その進達に相当の理由があると認めるときは、一定の期間を限り、第三十二条第二号、第三号及び第六号に定める基準によらないことができる。

第九十三条 児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十五号）附則第五条に規定する者については、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年間は、この省令の適用に関して、保育士とみなす。

(特例幼保連携保育所の特例)

第九十四条 就学前保育等推進法第三条第三項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第三十二条第六号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
1学級	180平方メートル

2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル
-------	--

- 2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第三十二条第六号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 3 特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第三十三条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満三歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 4 前項の規定による都道府県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。
- 5 前項の規定に関わらず、第三項の規定による都道府県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。
- 6 前各項の規定は、就学前保育等推進法第三条第三項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第三項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

附 則〔昭和二八年二月四日厚生省令第四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二八年一〇月三日厚生省令第五三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十一年九月二二日厚生省令第三三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十三年一二月二四日厚生省令第五〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三九年五月一日厚生省令第二一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四〇年一二月二八日厚生省令第五五号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則〔昭和四二年一〇月一日厚生省令第四六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四四年五月二〇日厚生省令第一二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年七月二〇日厚生省令第四五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年九月二一日厚生省令第五一号〕

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則〔昭和四八年四月二六日厚生省令第二〇号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する肢体不自由児施設については、この省令による改正後の児童福祉

施設最低基準第九十二条の九第一号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則〔昭和五二年三月一五日厚生省令第八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五三年九月一三日厚生省令第六二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五四年五月一日厚生省令第一九号〕

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第九十二条の五第四項を削り同条第五項を同条第四項とする改正規定は、昭和五十四年十月一日から施行する。
- 2 この省令の公布の日から昭和五十四年九月三十日までの間は、改正後の第六十八条第一項ただし書（改正後の第七十八条第一項及び第八十四条の五において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項ただし書及び同条第四項ただし書、第九十二条の十第五項ただし書並びに第九十七条第一項ただし書中「四十人」とあるのは「七十人」と、改正後の第九十三条の九第一項中「看護婦、栄養士」とあるのは「看護婦」とする。
- 3 この省令の公布の日から昭和五十四年九月三十日までの間は、児童六十人以下を入所させる精神薄弱児通園施設にあつては、改正後の第八十四条の五の規定にかかわらず、事務員を置かないことができる。
- 4 この省令の公布の日から昭和五十四年九月三十日までの間は、改正後の第八十八条第四項ただし書中「、栄養士を」とあるのは「栄養士を、児童六十人以下を入所させる施設にあつては事務員を」とする。
- 5 この省令の施行の際現に改正前の第五条第三項の規定により交付されている証明書の有効期限は、この省令の施行の日とする。

附 則〔昭和五五年三月三一日厚生省令第一〇号〕

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則〔昭和六〇年七月一二日厚生省令第三一号抄〕

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律〔昭和六〇年七月法律第九〇号〕附則第一条第三号に定める日（昭和六十年八月十二日）から、第二条中児童福祉法施行規則第三十一条及び第五十条の二の改正規定並びに第四条の規定は、同法附則第一条第五号に定める日（昭和六十一年一月十二日）から施行する。

附 則〔昭和六二年三月九日厚生省令第一二号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。〔後略〕

（児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存する乳児又は幼児通じて三十人未満を入所させる保育所については、この省令による改正前の児童福祉施設最低基準第五十一条の規定は、なお効力を有する。

附 則〔平成七年二月二七日厚生省令第五号〕

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則〔平成八年八月一二日厚生省令第四九号抄〕

- 1 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則〔平成一〇年二月一八日厚生省令第一五号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過規定）

第二条 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号。附則第四条において「改正法」という。）附則第五条第一項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設若しくは児童自立支援施設とみなされる施設又はこの省令の施行の際現に存する知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲ろうあ児施設若しくは情緒障害児短期治療施設に係る第一条による改正後の児童福祉施設最低基準（以下「新基準」という。）第二十六条第三号、第四十一条第二号（第四十八条第一号若しくは第三号又は第七十九条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十四条第二号の規定の適用については、当分の間、なお

従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に乳児院に勤務する乳児の養育に相当の経験を有する女子に係る新基準第二十一条第三項及び第二十二条第二項の適用については、なお従前の例による。

第四条 改正法第一条による改正前の児童福祉法の規定による虚弱児施設であって、改正法附則第五条第二項の規定により児童養護施設とみなされるものについては、当分の間、第四十二条第三項中「児童指導員及び保育士」とあるのは「児童指導員、保育士及び看護師」とする。

第五条 この省令の施行の際現に第一条による改正前の児童福祉施設最低基準（次項において旧基準という。）第八十一条各号、第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する者は、新基準第八十一条各号、第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する者とみなす。

2 この省令の施行前に旧基準第八十一条、第八十二条及び第八十三条に規定する児童の教護事業に従事した期間は、新基準第八十一条、第八十二条及び第八十三条に規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

附 則〔平成一〇年二月一八日厚生省令第一六号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成一〇年四月九日厚生省令第五一号〕

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 乳児六人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

3 平成十一年三月三十一日までの間においては、前項中「保育士」とあるのは「保母」とする。

附 則〔平成一一年三月八日厚生省令第一五号抄〕

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成一一年三月二六日厚生省令第二六号抄〕

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年三月二八日厚生省令第四四号〕

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年六月一日厚生省令第九九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一二年六月七日厚生省令第一〇〇号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一二年八月一一日厚生省令第一一二号〕

この省令は、平成十二年九月一日から施行する。

附 則〔平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則〔平成一二年一〇月二三日厚生省令第一二八号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則〔平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号抄〕

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律〔平成一三年一二月法律第一五三号〕の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則〔平成一四年三月二六日厚生労働省令第三八号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成一四年七月一二日厚生労働省令第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一四年一二月二五日厚生労働省令第一六八号〕

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則〔平成一六年一月二〇日厚生労働省令第一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一六年三月一五日厚生労働省令第二七号〕

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年一二月二四日厚生労働省令第一七八号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則〔平成一七年二月二五日厚生労働省令第二二号〕

この省令は、平成十七年四月一日から施行〔中略〕する。

附 則〔平成一七年四月一日厚生労働省令第七五号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一七年四月一日厚生労働省令第八四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成一八年三月三一日厚生労働省令第八九号〕

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成一八年九月七日厚生労働省令第一五五号〕

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉施設最低基準第三十五条の改正規定は別に定める日〔平成二一年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成一九年三月二七日厚生労働省令第二九号〕

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員（以下「児童自立支援施設の長等」という。）である者については、この省令による改正後の児童福祉施設最低基準（以下「新基準」という。）第八十一条から第八十三条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、児童自立支援施設の長等の資格については、新基準第八十一条から第八十三条までの規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年一二月二五日厚生労働省令第一五二号〕

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則〔平成二〇年二月二七日厚生労働省令第一三号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年三月二八日厚生労働省令第五七号〕

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年四月一日厚生労働省令第八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二一年三月一六日厚生労働省令第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二二年四月一日厚生労働省令第五八号抄〕
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二二年六月一日厚生労働省令第七五号〕
この省令は、公布の日から施行する。
附 則〔平成二三年六月一七日厚生労働省令第七一号抄〕
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設又は児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設(以下「一時保護施設」という。)の建物(建築中のものを含み、この省令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る第一条の規定による改正後の児童福祉施設最低基準(以下「新基準」という。)第十九条第一号、第二十条第一号、第二十六条第一号又は第四十一条第一号(新基準第七十九条第二項及び第二条の規定による改正後の児童福祉法施行規則(以下「新規則」という。)第三十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は一時保護施設の建物(建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に係る新基準第十九条第二号、第二十条第二号、第二十六条第二号若しくは第三号、第四十一条第二号(新基準第七十九条第二項及び新規則第三十五条において準用する場合を含む。)、第四十八条第一項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十四条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設には、新基準第二十一条第一項、第二十二条第一項、第四十二条第一項、第七十五条第一項又は第八十条第一項の規定にかかわらず、個別対応職員及び家庭支援専門相談員を置かないことができる。

2 この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、一時保護施設には、新規則第三十五条において準用する新基準第四十二条第一項の規定にかかわらず、個別対応職員を置かないことができる。

第五条 この省令の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設(以下この条において「乳児院等」という。)に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、新基準第二十一条第二項、第四十二条第二項、第七十三条第四項又は第八十条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における新基準の規定による家庭支援専門相談員となることができる。

附 則〔平成二三年九月一日厚生労働省令第一一〇号抄〕
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童福祉施設最低基準第二十四条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、同令第四十五条の二の次に一条を加える改正規定、同令第七十六条の二の次に一条を加える改正規定及び同令第八十四条の二の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第一条の規定による改正後の児童福祉施設最低基準第二十二条の二第一項、第二十七条の二第一項、第四十二条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定は、適用しない。

附 則〔平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二三号〕
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則〔平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号抄〕
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二三年一二月二八日厚生労働省令第一五七号〕

この省令は、民法等の一部を改正する法律〔平成二三年六月法律第六一号〕の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二四年二月三日厚生労働省令第一七号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、この省令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第四十八条第七号の規定を適用する場合においては、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。

第三条 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、新基準第四十八条第七号から第九号までの規定は、適用しない。

第四条 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」と、同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

発令：平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号

最終改正：平成24年2月3日厚生労働省令第15号

改正内容：平成24年2月3日厚生労働省令第15号〔平成24年4月1日〕

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

〔平成二十四年二月三日号外厚生労働省令第十五号〕

〔沿革〕

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針（第四条）

第二節 人員に関する基準（第五条—第八条）

第三節 設備に関する基準（第九条・第十条）

第四節 運営に関する基準（第十一条—第五十四条）

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第五十五条）

第二節 人員に関する基準（第五十六条・第五十七条）

第三節 設備に関する基準（第五十八条）

第四節 運営に関する基準（第五十九条—第六十四条）

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針（第六十五条）

第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）

第三節 設備に関する基準（第六十八条）

第四節 運営に関する基準（第六十九条—第七十一条）

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針（第七十二条）

第二節 人員に関する基準（第七十三条・第七十四条）

第三節 設備に関する基準（第七十五条）

第四節 運営に関する基準（第七十六条—第七十九条）

第六章 多機能型事業所に関する特例（第八十条—第八十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第七条（第五十七条、第六十七条及び第七十四条において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十六条、第七十三条、第八十条並びに附則第二条（置くべき従業者及びその員数に

係る部分に限る。)及び第三条の規定による基準

二 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第一項(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。)並びに第二項第一号口及び第二号並びに第五十八条第一項第一号(病室に係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第十四条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十四条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定による基準

四 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第十一条、第五十九条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準

五 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 通所給付決定保護者 法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。

二 指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。

三 指定通所支援 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。

四 指定通所支援費用基準額 法第二十一条の五の三第二項第一号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。

五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

六 通所給付決定 法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。

七 支給量 法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。

八 通所給付決定の有効期間 法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。

九 通所受給者証 法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。

十 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

十一 児童発達支援センター 法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。

十二 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所のことをい

う。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十条及び第四十九条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針

第四条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区

分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに

一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 嘱託医 一以上

二 看護師 一以上

三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

- 4 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

- 一 嘱託医 一以上
 - 二 児童指導員及び保育士
 - イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上
 - ロ 児童指導員 一以上
 - ハ 保育士 一以上
 - 三 栄養士 一以上
 - 四 調理員 一以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かななければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かななければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上
 - 二 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数
 - 4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かななければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 一 看護師 一以上
 - 二 機能訓練担当職員 一以上
 - 5 第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
 - 6 第一項から第四項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- （管理者）

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支

援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室

イ 定員は、おおむね十人とする。

ロ 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十四条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第四十九条第一項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十二条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。）

- の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
 - 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
 - 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
 - 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
 - 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
 - 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
 - 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十八条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
 - 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （相談及び援助）

第二十九条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

第三十条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担によ

り、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第三十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第四項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜（し）好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十二条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十三条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十四条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第三十六条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第四十五条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第四十六条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第四十七条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第五十条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五

条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十一条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

二 児童発達支援計画

三 第三十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第四十四条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第五十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針

第五十五条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

二 児童指導員 一以上

三 保育士 一以上

四 看護師 一以上

五 理学療法士又は作業療法士 一以上

六 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かななければならない。

3 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事

する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(準用)

第五十七条 第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第五十八条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
 - 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
 - 三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第五十九条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第六十条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第六十一条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十三条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十六條から第三十四條まで、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十七條まで、第四十八條第一項、第四十九條から第五十二條まで及び第五十四條の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第六十條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四條中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三條中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四條第二項第三号中「第三十五條」とあるのは「第六十二條」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針

第六十五条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上
 - イ 障害児の数が十までのもの 二以上
 - ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専

ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第一項第一号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第六十七条 第七条及び第八条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第六十八条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第六十九条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第七十条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十三條の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條において準用する第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第六十三條第六号」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十三條中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第六十三條第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針

第七十二条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事

業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十三条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第七十四条 第七条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十三条第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第七十五条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第七十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第七十八条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項

- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十八條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十七條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三條中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第八十条 多機能型事業所に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六條、第五十六條、第六十六條第一項から第三項まで並びに第七十三條第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同條第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六條第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同條第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六條第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同條第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三條第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(設備に関する特例)

第八十一条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第八十二条 多機能型事業所は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、五人以上）とすることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項の規定により整

備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第六十六条第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第五条第一項第一号イ及びロ、第二十七条、第二十八条並びに第六十六条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第五条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十七条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第二十八条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第六十六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。

第三条 整備法附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第六条第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ二以上」とする。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

発令：平成24年2月3日号外厚生労働省令第16号

最終改正：平成24年2月3日厚生労働省令第16号

改正内容：平成24年2月3日厚生労働省令第16号〔平成24年4月1日〕

○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

〔平成二十四年二月三日号外厚生労働省第十六号〕

〔沿革〕

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の十二第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 指定福祉型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準（第四条）

第二節 設備に関する基準（第五条）

第三節 運営に関する基準（第六条—第五十一条）

第三章 指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準（第五十二条）

第二節 設備に関する基準（第五十三条）

第三節 運営に関する基準（第五十四条—第五十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第二十四条の十二第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第四十七条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第四十七条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第二十五条第四項（第五十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）及び第五十二条の規定による基準

二 法第二十四条の十二第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項（居室に係る部分に限る。）並びに第三項第二号及び第三号（面積に係る部分に限る。）、第五十三条第一項第一号（病室に係る部分に限る。）並びに附則第二条（面積に係る部分に限る。）及び第三条（面積に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第二十四条の十二第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条（第五十七条において準用する場合を含む。）、第七条（第五十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第五項（第五十七条において準用する場合を含む。）、第三十条（第五十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条から第四十四条まで（第五十七条において準用する場合を含む。）及び第四十九条（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による基準

四 法第二十四条の十二第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定福祉型障害児入所施設 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設のうち法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- 二 指定医療型障害児入所施設 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設のうち法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。
- 三 指定障害児入所施設等 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。
- 四 指定入所支援 法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。
- 五 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- 六 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- 七 入所給付決定 法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。
- 八 入所給付決定保護者 法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。
- 九 給付決定期間 法第二十四条の三第六項に規定する給付決定期間をいう。
- 十 入所受給者証 法第二十四条の三第六項に規定する入所受給者証をいう。
- 十一 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十六条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

- 一 嘱託医 一以上
 - 二 看護師 イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を二十で除して得た数以上
 - ロ 主として肢体不自由（法第六条の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上
 - 三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士
 - イ 児童指導員及び保育士の総数 （1）から（3）までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める数
 - （1） 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に一を加えた数以上）
 - （2） 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第四項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。）（次条第一項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第三項第三号及び第五十二条第一項第二号において「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上（三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に一を加えた数以上）
 - （3） 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を三・五で除して得た数以上
 - ロ 児童指導員 一以上
 - ハ 保育士 一以上
 - 四 栄養士 一以上
 - 五 調理員 一以上
 - 六 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 3 第一項各号（第一号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第六項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第六項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。次条第六項において「指定障害者支援施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二節 設備に関する基準

（設備）

第五条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、三十人未満の障害児を入所させる指

定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）

二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、四人以下とすること。

二 障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

5 第一項及び第二項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項及び第二項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十四条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第九条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめるものとする。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

第十一条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第十三条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第十四条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名義、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十五条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十六条 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

第十七条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に

規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定福祉型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

第十八条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

第十九条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第十七条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

第二十一条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の

提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する入所支援計画の変更について準用する。
（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十二條 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第二十四条に規定する相談及び援助を行うこと。
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
（検討等）

第二十三條 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘察し、必要な援助を行わなければならない。

（相談及び援助）

第二十四條 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

第二十五條 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

（食事）

第二十六條 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好（し）好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めな

ればならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十七条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十八条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十九条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第三十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第三十一条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

第三十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

第三十三条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十四条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 主として入所させる障害児の障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきししなければならない。

(協力医療機関等)

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければな

らない。

(掲示)

第四十条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。(虐待等の禁止)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十三条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者自立支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第四十五条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第四十七条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第二十四条の十五第一項の

規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下この項及び次項において同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を都道府県知事に報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第四十八条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第四十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第五十条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第五十一条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 入所支援計画

二 第十五条第一項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

三 第三十二条の規定による都道府県への通知に係る記録

四 第四十一条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 第四十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第四十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第五十二条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

二 児童指導員及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数 （1）又は（2）に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める数

（1）主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上

（2）主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

- ロ 児童指導員 一以上
 - ハ 保育士 一以上
 - 三 心理指導を担当する職員 一以上（主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）
 - 四 理学療法士又は作業療法士 一以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）
 - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第五項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。次条第五項において「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二節 設備に関する基準

（設備）

第五十三条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。
 - 二 訓練室及び浴室を有すること。
- 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。
- 一 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
 - 二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第一項各号及び第二項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第二号及び第二項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準第五十二条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

（入所利用者負担額の受領）

第五十四条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
- 一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
 - 二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額

の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第五十五条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第五十六条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第五十七条 第六条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第三十八条まで、第四十条から第四十四条まで、第四十五条第一項、第四十六条から第四十九条まで及び第五十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第五十四条」と、第二十九条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十二条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十条中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十六条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(設備に関する特例)

第二条 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第五条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「四人」とあるのは「十五人」と、同項第二号中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とし、同項第三号の規定は適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に存する旧指定知的障害児施設等（肢体不自由児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第五条第三項の規定は適用しない。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

発令：平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号

最終改正：平成24年2月3日厚生労働省令第15号

改正内容：平成24年2月3日厚生労働省令第15号〔平成24年4月1日〕

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

〔平成二十四年二月三日号外厚生労働省令第十五号〕

〔沿革〕

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針（第四条）

第二節 人員に関する基準（第五条—第八条）

第三節 設備に関する基準（第九条・第十条）

第四節 運営に関する基準（第十一条—第五十四条）

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第五十五条）

第二節 人員に関する基準（第五十六条・第五十七条）

第三節 設備に関する基準（第五十八条）

第四節 運営に関する基準（第五十九条—第六十四条）

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針（第六十五条）

第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）

第三節 設備に関する基準（第六十八条）

第四節 運営に関する基準（第六十九条—第七十一条）

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針（第七十二条）

第二節 人員に関する基準（第七十三条・第七十四条）

第三節 設備に関する基準（第七十五条）

第四節 運営に関する基準（第七十六条—第七十九条）

第六章 多機能型事業所に関する特例（第八十条—第八十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第七条（第五十七条、第六十七条及び第七十四条において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十六条、第七十三条、第八十条並びに附則第二条（置くべき従業者及びその員数に

係る部分に限る。)及び第三条の規定による基準

二 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第一項(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。)並びに第二項第一号口及び第二号並びに第五十八条第一項第一号(病室に係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第十四条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十四条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定による基準

四 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第十一条、第五十九条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準

五 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 通所給付決定保護者 法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。

二 指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。

三 指定通所支援 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。

四 指定通所支援費用基準額 法第二十一条の五の三第二項第一号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。

五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

六 通所給付決定 法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。

七 支給量 法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。

八 通所給付決定の有効期間 法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。

九 通所受給者証 法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。

十 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

十一 児童発達支援センター 法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。

十二 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所のことをい

う。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十条及び第四十九条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針

第四条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区

分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに

一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 嘱託医 一以上

二 看護師 一以上

三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

- 4 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

- 一 嘱託医 一以上
 - 二 児童指導員及び保育士
 - イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上
 - ロ 児童指導員 一以上
 - ハ 保育士 一以上
 - 三 栄養士 一以上
 - 四 調理員 一以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かななければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かななければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上
 - 二 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数
 - 4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かななければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 一 看護師 一以上
 - 二 機能訓練担当職員 一以上
 - 5 第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
 - 6 第一項から第四項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（管理者）

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支

援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室

イ 定員は、おおむね十人とすること。

ロ 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十四条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第四十九条第一項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十二条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。）

- の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
 - 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
 - 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
 - 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
 - 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
 - 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
 - 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十八条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
 - 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （相談及び援助）

第二十九条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

第三十条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担によ

り、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第三十一条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第四項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜(し)好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十二条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十三条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時的健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時的健康診断

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十四条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第三十六条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第四十五条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第四十六条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第四十七条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第五十条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五

条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十一条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

二 児童発達支援計画

三 第三十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第四十四条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第五十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針

第五十五条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

二 児童指導員 一以上

三 保育士 一以上

四 看護師 一以上

五 理学療法士又は作業療法士 一以上

六 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かななければならない。

3 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事

する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(準用)

第五十七条 第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第五十八条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
 - 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
 - 三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第五十九条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第六十条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第六十一条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十三条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十六條から第三十四條まで、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十七條まで、第四十八條第一項、第四十九條から第五十二條まで及び第五十四條の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第六十條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四條中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三條中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四條第二項第三号中「第三十五條」とあるのは「第六十二條」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針

第六十五条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上
 - イ 障害児の数が十までのもの 二以上
 - ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専

ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第一項第一号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第六十七条 第七条及び第八条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第六十八条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第六十九条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第七十条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十三條の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條において準用する第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第六十三條第六号」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十三條中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第六十三條第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針

第七十二条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事

業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十三条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第七十四条 第七条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十三条第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第七十五条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第七十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第七十八条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項

- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十八條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十七條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三條中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第八十條 多機能型事業所に係る事業を行う者に対する第五條第一項、第二項及び第四項、第六條、第五十六條、第六十六條第一項から第三項まで並びに第七十三條第一項の規定の適用については、第五條第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同條第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六條第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同條第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六條第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同條第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三條第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(設備に関する特例)

第八十一條 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第八十二條 多機能型事業所は、第十一條、第五十九條及び第六十九條の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、五人以上）とすることができる。

附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五條に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項の規定により整

備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第六十六条第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第五条第一項第一号イ及びロ、第二十七条、第二十八条並びに第六十六条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第五条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十七条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第二十八条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第六十六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。

第三条 整備法附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第六条第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ二以上」とする。

○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準

〔平成十四年三月二十七日号外厚生労働省令第四十九号〕

〔沿革〕

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準を次のように定める。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第一条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条及び第九条の規定による基準
- 二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準
- 三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

（基本方針）

第二条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（最低基準と婦人保護施設）

第三条 婦人保護施設は、最低基準（社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準をいう。）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第四条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

第五条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

- 2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（苦情への対応）

第六条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

- 2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 婦人保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

第七条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

（職員）

第八条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。

(施設長の資格要件)

第九条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 三十歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。
- 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- 三 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第十条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所
- 十二 浴室
- 十三 便所
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。
 - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
 - ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

四 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

五 その他の設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第十一条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(自立の支援等)

第十二条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第十三条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第十四条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十四条の二 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第十五条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する婦人保護施設の建物については、第十条第一項の規定は、適用しない。

附 則〔平成一六年一月二〇日厚生労働省令第一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七六号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成二三年六月一七日厚生労働省令第七一号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に存する婦人保護施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第三条の規定による改正後の婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第十条第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二三号〕

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則〔平成二三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕